

納税準備預金規定

1. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税（以下「税金」という。）納付の準備のためのもので、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (証券の受入れ)

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）及び為替による振込金を受入れます。ただし、支払人又は支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受入れません。また、支払人又は支払場所が当社である手形・小切手であっても 2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、及び振出日の記載がないものは受入れません。

(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文書等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (受入証券類の決済、不渡り)

(1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の適用欄に記載します。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。

(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

4. (預金の払戻し)

(1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当社がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。

(2) この預金を払戻すときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに当店に提出してください。

(3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。

この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。

(4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続をしてください。

なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金の残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでの残高から除く）が 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当初所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。

(2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その金額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。

(3) 前 2 項の利率は金融情勢に応じて変更します。

(4) この利息には第 2 項の場合を除き所得税はかかりません。

6. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された場合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」という。）である場合に、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は4の(1)にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ② 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、5の(2)と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合に、所得税はかかりません。
7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)
 - (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
 - (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名鑑）を届出の印影（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
9. (譲渡、質入れの禁止)
 - (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
 - (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。
10. (解約)

この預金口座を解約する場合には、この通帳と当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して持参のうえ、当店に申出てください。
11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
 - (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各号の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到着した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
 - (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上
(2026年10月1日現在)